

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和4年度 10月度)

- 1 日 時 令和4年10月3日(月)
開会：午後3時00分
閉会：午後3時27分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 12名
1番 山下 裕 2番 中葉 隆 4番 上出 義美
5番 西塚 信司 6番 田中 昭一 7番 吉田 武嗣
10番 田中 利男 11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦
13番 山下 茂昭 14番 岩上 茂 15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員 3番 道淵 登 8番 宮木 克幸 9番 小澤 幹夫
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
- 6 職務のため出席した事務局等職員
4名
局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代

市長部局から
農林畜産課長補佐 山下 弥奈江
- 7 総会の概要
(事務局) ただいまから、令和4年度10月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) 今回も、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長（会長） それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
であります。

□議長（会長） 本日は、道淵委員、宮木委員、小澤委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中12名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長（会長） これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、田中利男委員、山下裕委員をお願いいたします。

□議長（会長） それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対のみの利用集積計画であります。

番号1の借受人の氏名、面積を確認

以上、合計で——件、——筆、設定面積——㎡について、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっております。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願いたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明いたします。

農地を農地にそのまま利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となりまして、いわゆる「3条許可」と呼ばれるものです。

許可申請は毎月15日締切で、翌月の総会にかけられます。許可されると、許可証を交付しますので、法務局に届出して、変更登記することになります。

今回の申請件数は1件です。

申請個所は、氷見市**——番他、計__筆で、申請面積は——㎡、登記地目は田及び畑です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ譲渡人の要望で、所有権移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、__㎡で、今回の申請農地__㎡を取得すると、合計__㎡となります。この合計面積が、5,000㎡以上にならないと許

可できません。これがいわゆる「5反要件」と言われるものです。この許可申請については、5反以上となりますので、要件を満たしていません。

譲渡人のご高齢で、維持管理が困難になり、後継者もないことから手放すことを検討され、経営面積を拡大する意思のあった譲受人と話がまとまったものです。

今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当していませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件4件につきまして、ご説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明させていただきます。

今回の案件は、4件とも第5条申請となっております。

番号1、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は耕作されていない状況でした。
申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。
農地区分は第1種農地です。

番号2、地区は——です。
譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、
譲渡人は茨城県**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は住宅敷地になっている状況でした。
申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。
農地区分は第2種農地です。
なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております

番号3、地区は——です。
譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、
譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は田として利用されている状況でした。
申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。
農地区分は第2種農地です。

番号4、地区は——です。
譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、
譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は畑として利用されている状況でした。
申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。
農地区分は第1種農地です。

引き続き、許可基準について説明。
では、今回付された案件4件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般**月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件4件につきまして、番号3番と4番は除外申請時に現地調査を実施しており、計画等に変更がないことから改めての現地調査は不要となります。

残る番号1番と2番については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、4件すべてに隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件4件は、違反転用の案件もありますが、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いいたします。

（**委員） 番号2の違反転用とはどういう関係になっているのですか。

（事務局） 住宅敷地の中にあって、家の部分は宅地になっているのですが、隅にお墓と物置がありまして、その部分が畑として残っていたということです。

（**委員） 番号3の譲渡人と譲受人が同じ住所なのはどういう関係ですか。

（事務局） 親子です。

□議長（会長） 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） （趣旨説明の後、農林畜産課より説明）

第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。

まず除外とは、農用地区域内にある農地は転用行為ができないため、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのない範囲で、農用地以外の用途に転用することを目的としてこの農用地区域からの除外を行うものです。

番号1と番号2番については、譲受人および除外後の用途が同じであり、隣接する土地であることから一括して説明させていただきます。

番号1、地区は——です。

願出者は氷見市**——番地（氏名**）、

除外対象地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況とも田、現地は田として利用されている状況でした。

対象地の面積は——m²です。

番号2、地区は——です。

願出者は氷見市**——番地（氏名**）、

除外対象地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況とも田、現地は田として利用されている状況でした。

対象地の面積は——m²です。

農用地区域でしかできない理由として、譲受人である株式会社**は、県内に取引先があることから、株式会社**の**工場を借受けて稼働しているが、屋外作業スペースに余裕がなく、早急に従業員の駐車場、

資材置場、納品・集荷トラックの待機場を設け、既存敷地の屋外作業スペースを確保する必要があるが、検討範囲内に目的の達成が可能で、かつ、取得可能な土地が願出地の他になかったからとなっております。

番号3、地区は____です。

願出者は氷見市** 番地（氏名**）、

除外対象地は、氷見市** ____番、申請書において地目は登記、現況とも田、現地は耕作されていない状況でした。

対象地の面積は____m²です。

農用地区域でしかできない理由として、願出者は願出地の向かい側に住宅を有し、自身と家族合わせて4台の車を所有しているが、現在止めている住宅敷地のスペースは裏手に軽微な土砂崩れがあり、安心して車を止めておけないために、願出地の既存収納庫を活用し、車庫を建築したいからとなっております。なお、自家用車の車庫のため、自宅から近いところが望ましく自宅周辺で検討したが、取得可能な土地はありませんでした。

番号4、地区は____です。

願出者は埼玉県** 番地（氏名**）、

除外対象地は、氷見市** ____番、申請書において地目は登記、現況とも田、現地は田として耕作されている状況でした。

対象地の面積は____m²です。

農用地区域でしかできない理由として、譲受人は現在**地内のアパートに家族*人で居住しているが、子供の成長に伴い手狭になってきており、住宅の建築を希望しています。通勤、通学、日常生活の利便性や現在の生活様式を変えたくないことから居住地周辺で検討したが、検討範囲内にある用途地域内を含め、願出地以外に取得可能な土地は見つけれなかったこととなっております。

農用地区域からの除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付議された案件4件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

(**委員) 先般**月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件4件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの同意を得られております。

また、「氷見市土地改良区」からの同意を得られており、番号3番については、「神代川沿岸土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件4件は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見は、いかがでしょうか

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。
これで、氷見市農業委員会10月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年10月3日

議 長

署名委員

署名委員
